

メキシコにおけるインフレ調整の概要について

KPMG in Mexico



本ニュースレターにおいては、メキシコにおけるインフレ調整の概要について解説させていただきます。

皆様ご存知のとおり、メキシコの税務においては、課税所得の計算を行う上で毎期インフレ調整を考慮する必要があります。一方で、日本の会計基準にはインフレ調整という概念がないこと、また税務上もインフレ調整を行うことが求められないということから、多くの日本人駐在員の方々にとってインフレ調整はメキシコに来て初めて目にする処理であることも多いと思われます。目新しいテーマではございませんが、上述のとおり日本人駐在員の方々にとって馴染みのない論点であることから、本ニュースレターにおいて、メキシコにおけるインフレ調整に関する基本的な考え方や留意点を共有させていただければと思います。

目次

1. インフレ会計とは
2. 棚卸資産の評価方法
3. 会計上のインフレ調整

1. インフレ会計とは

インフレーション（インフレ）とは、モノやサービスの価格、すなわち物価が、ある期間において持続的に上昇する経済現象のことを言います。モノの値段が上がるということは、言い換えると「お金の価値が下がる」ことを意味します。例えば、それまで100円で買えていたジュースが2倍の200円になったとします。同じジュースを手に入れるのに以前の2倍のお金が必要になったわけですから、お金の価値は2分の1になったと考えられます。

インフレ会計とは、このインフレによる貨幣価値変動の影響を財務諸表に反映させる会計手法のことを言います。会計は、日本やアメリカ含めた多くの国で取得原価主義会計というものに基づいて行われるのが一般的であります。ただし、この取得原価主義会計は貨幣価値が一定である（あるいはほとんど変動しない）ことを前提としていることから、例えば新興国等においてインフレ率が大きく変動する場合においては、財務諸表が企業の適切な経済実態を表さないという問題が発生してしまいます。したがって、会計上ある一定の状況下においてインフレの影響を会計に反映することがあります。また、メキシコにおいては、税務上、インフレ調整の影響を毎期考慮することが求められています。

2. 棚卸資産の評価方法

～ポイント～

- メキシコにおいては、税務上、インフレの影響を考慮する必要があること
- 買掛金や借入金といった貨幣性負債の割合が大きい場合、結果として税金支払額がインフレ調整により増える可能性が高いこと
- 減価償却費に対してもインフレの影響を加味する必要があること

メキシコ所得税法上、課税所得計算においてインフレ調整を行う必要がある項目は、以下の項目となります。

- 貨幣性資産・負債
- 固定資産の減価償却

(1) 貨幣性資産・負債に対するインフレ調整

貨幣性資産・負債の平均残高（純額＝貨幣性資産と貨幣性負債の差額）にインフレ率を乗じた額を、課税所得に加減算することが求められます（所得税法 第44-46条）。

$$\begin{aligned} &\text{貨幣性資産・負債*1に関する税務上のインフレ調整損益} \\ &= \text{貨幣性資産・負債の平均残高*2 (純額)} \times \text{インフレ率*3} \end{aligned}$$

(*1) 貨幣性資産とは、現金または近い将来に現金として回収される資産のことを言います。インフレ調整の対象となる貨幣性資産の具体例としては、預金、売掛金、未収還付税金などが挙げられます。一方、貨幣性負債とは、将来現金で支払わなければならぬもののことを言います。インフレ調整の対象となる貨幣性負債の具体例としては、買掛金、未払金、借入金、未払税金などが挙げられます。

(*2) 貨幣性資産（または貨幣性負債）の平均残高=各月末の貨幣性資産（または貨幣性負債）の残高合計／事業年度における月数

(*3) インフレ率=（当年度末のインフレ率／前年度のインフレ率）－1

なお、インフレ率は、全国消費者物価指数（INPC）を使用します（減価償却などその他の項目も同様）。

貨幣性資産・負債に対するインフレ調整の税務上の影響は、以下のとおりとなります。

貨幣性資産 > 貨幣性負債 → 損金 (=税金・PTUは減少)

貨幣性資産 < 貨幣性負債 → 益金 (=税金・PTUは増加)

したがって、貨幣性負債である買掛金や借入金が増加することに伴い税務上はインフレ調整益が発生することにつながり、結果として税金支払額を増額させることとなります。よって、借入を実行する際は貨幣性負債の金額に影響を与えることが多いことからインフレ課税の影響を検討することが望まれます。

(2) 減価償却費に対するインフレ調整

減価償却費にインフレ率を乗じた額を、課税所得に減算することが求められます（所得税法 第31条）。したがって、税務上は減価償却費にかかるインフレ調整損が発生するため、結果として税金支払額を減額させることとなります。

**減価償却費に関する税務上のインフレ調整損益
=減価償却費×インフレ率***

(*) インフレ率は、以下のように算定します。

インフレ率=※で算定した月のインフレ率／固定資産取得月のインフレ率

(※) 固定資産を取得した月（なお、固定資産を前年度以前に取得している場合は、当年度の1月から使用期間を計算します）から税金計算の対象となる年度において固定資産が使用された期間の前半の最終月。ただし、当該年度において固定資産の使用期間の月数が奇数である場合は、その期間の中間に当たる月の直前の月を同期間の前半の最終月とします。

[例示]

(例1) 固定資産を当年度7月に取得した場合

この場合、固定資産の使用期間は7月～12月の6ヵ月間となります。当該期間の前半（7月、8月、9月）の最終月は9月となるため、9月のインフレ率を使用することとなります。この場合におけるインフレ率は、以下のように算定されます。

インフレ率=9月のインフレ率／7月のインフレ率

(例2) 固定資産を当年度4月に取得した場合

この場合、固定資産の使用期間は4月～12月の9ヵ月間となります。したがって、固定資産の使用期間が9ヵ月と奇数となり、当該期間の中間にあたる月は8月となるため、その前月の7月のインフレ率を使用することとなります。この場合におけるインフレ率は、以下のように算定されます。

インフレ率=7月のインフレ率／4月のインフレ率

(例3) 固定資産を前年度7月に取得している場合

固定資産を前年度以前に取得している場合、当年度における固定資産の使用期間は1月～12月の12ヵ月間となります。したがって、当該期間の前半（1月～6月）の最終月は6月となるため、6月のインフレ率を使用することとなります。この場合におけるインフレ率は、以下のように算定されます。

インフレ率=当年度6月のインフレ率／前年度7月のインフレ率

(3) (参考) その他

① 棚卸資産に対するインフレ調整

メキシコ所得税法上、棚卸資産に対してインフレ調整を行うことは求められていません。ただし、実務上はAMPARO訴訟を行った結果もしくは税務専門家からのオピニオン・レターを入手したうえで棚卸資産に対してもインフレ調整を行っている事例があります。

② 繰越欠損金に対するインフレ調整

繰越欠損金にもインフレの影響を加味することが必要となります。

3. 会計上のインフレ調整

～ポイント～

- メキシコにおいては、会計上、インフレの影響を考慮する必要はないこと

(1) メキシコ会計基準（NIF）における取扱い

メキシコ会計基準上、2007年度まではインフレの影響を毎年考慮することが要求されていましたが、2008年度以降は、3年間の累積インフレ率が26%を超過した場合に限り、インフレの影響を考慮することが求められています。

2008年度以降、会計上でインフレの影響を加味しなければいけない状況は生じておらず、足元のインフレ率が比較的安定していることを鑑みれば、当該状況が続く限りにおいては会計上インフレの影響を考慮する必要はないと考えられます。

(2) 国際会計基準（IFRS）や米国会計基準（USGAAP）における取扱い

IFRSにおいては、機能通貨が超インフレ経済国の通貨である場合に、インフレの影響を加味することが求められています。IFRSにおいて、超インフレ経済国であると判断するための絶対的なインフレ率は基準上明示されていませんが、超インフレ経済国に該当するかの主要な指標として、3年間の累積インフレ率が100%に近いか、100%超であることが例示されています。

同様にUSGAAPにおいても、高インフレーション経済下においては、インフレの影響を加味することが求められています。USGAAPにおける高インフレーション経済とは、3年間に累積でおよそ100%以上の物価上昇が起こった経済とされています。

以上、最後までお読みいただきありがとうございます。

本ニュースレターに関するお問合せ先

メキシコシティ事務所

東野 泰典 (yasunorihiigashino@kpmg.com.mx)

佐々木 智之 (tomoyukisasaki1@kpmg.com.mx)

ケレタロ事務所

宮本 諭 (satoshi.miyamoto@jp.kpmg.com)

レオン事務所

河田 厚司 (akawata1@kpmg.com.mx)

本ニュースレターの内容は、当法人が作成時点で得られる情報をもとに信頼に足りり且つ正確であると判断した情報に基づき作成されておりますが、当法人はその正確性・確実性を保証するものではありません。本ニュースレターのご利用に際しては、貴社ご自身の判断にてなされますよう、また必要な場合は、弁護士、会計士、税理士等にご相談のうえお取扱い下さいますようお願い申し上げます。該当情報に基づいて被ったいかなる損害についても情報提供者および当法人（KPMG Cardenas Dosal, S.C.ならびにKPMGネットワークに属するメンバーファーム）は一切の責任を負うことはありませんのでご了承ください。

本ニュースレターの著作権は当法人に属し、本ニュースレターの一部または全部を、①複写、写真複写、あるいはその他の如何なる手段において複製すること、②当法人の書面による許可なくして再配布することを禁じます。